

左記表題の件について、市民の皆様には大変ご心配をお掛け致しておりますが、左記の通り、事実上の市議団側完全勝利で裁判が終了した事をご報告します。

日本共産党姫路市議団に対する

名誉毀損裁判(損害賠償請求訴訟)について

2013年10月16日

日本共産党姫路市議団

産廃処理業者・成臨興業(株)(代表 岩田孝成)と同社前代表の岩田慎也(以下、原告ら)が、日本共産党姫路市議団が発行した「市議団ニュース」と「入江ブログ」の内容によって名誉が毀損されたとして日本共産党姫路市議団4名(以下、市議団)にそれぞれ1100万円の損害賠償を求めていた裁判で、15日、原告らは「請求権を放棄する」と申し出て一方的に裁判を終わらせました。

市議団側弁護士の説明によると「訴訟取り下げ」の場合は、被告側である市議団の同意がなければ原告らは訴訟を取り下げることができないのですが、「請求権放棄」の場合は、原告らが損害賠償請求権を放棄することで裁判を一方的に終わらせる事ができるそうです。

市議団が公開した「市議団ニュース」と「入江ブログ」の内容については、確かな証拠と裏付けを固めた上で公開したものです。裁判を通じて市議団は、公開した内容の真実性を証明する証拠を次々と裁判所に提出し、原告らが反論できない所まで追い詰めました。原告らの不当な訴訟提起であった事は明らかであり、原告らが一方的に「請求権放棄」した事は、事実上の市議団側完全勝利を意味します。

市議団は引き続き、「市議団ニュース」で市民に真実を伝えていくとともに、成臨興業(株)らの違法行為をさらに厳しく追及し、夢前町での産廃処分場建設反対運動でも住民の皆さんと共に知恵と力を尽くして頑張ります。

最後に、名誉棄損裁判を通じてお世話になった「姫路総合法律事務所」の弁護士さん達、裁判傍聴に繰り返し足を運んで下さった夢前町住民の皆さんに心からお礼を申し上げます。



市会議員
大脇 和代



市会議員
谷川 まゆみ

公約実現
めざして
がんばります



市会議員
森 ゆき子



市会議員
入江 次郎